

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書

次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3.2.1.、3.2.2.及び3.3.3.の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。

車名：_____ 型式：_____ 車台番号：_____

後方視界看視装置の型式指定番号：自 R-16

- カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則6-108-2（2）⑥関係）

カメラ型式等：C-800

取付範囲等		確認	備考
車両最大幅（mm）	2500		
上下取付角度（°）	下35～下45		
車両中心からの距離（mm）	左右0～1250		
車両後端からの距離（mm）	+80～-1920※車両最後端から「車両後方側+表記」「車両前方側-表記」		
取付高さ（mm）	935～1800		

※通知書に記載された取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

- 画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則6-108-2（2）⑥関係）

画像表示装置型式等：HM-8000A

取付範囲		確認	備考
アイポイントから画像表示装置の中心までの距離（mm）	1500		

※通知書に記載された取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

- カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が細目告示別添129「後方視界看視装置の技術基準」3.1.1.の要件に影響がないことの確認（本則6-108-2（2）⑦関係）

対象物	要件	確認	備考
第1列のテスト対象物	試験対象物の側面又は上部に位置する0.15m×0.15mの領域が、各試験対象物上の少なくとも1つの位置で視認できること。		
第2列のテスト対象物及び第3列のテスト対象物	試験対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地 : _____

確認者の氏名 : _____